

共謀罪の新設法案の廃案を求める決議

- 1 共謀罪新設法案（「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」）は、03年に国会に提出された後、2度廃案になった後、05年10月の特別国会に再提出され、今臨時国会に継続審議となっている。自由法曹団は、これまでも、同法案の廃案を求めてきたが、以下の理由により、改めて強くその廃案を求める。
 - 2 同法案が新設しようとする共謀罪は、団体の活動として犯罪の実行について話し合いや合意をすることを「罪」とするものである。話し合いや合意それ自体を処罰対象とする共謀罪は、日本国憲法で保障された思想・信条の自由、内心の自由、言論・表現の自由を侵害するものであり、到底容認できない。

わが国の刑法を含む近代刑法は、犯罪が実行され被害が現実には生じた場合に刑罰を科すことを原則としているが、共謀罪は、この原則を覆すものである。しかも、共謀罪は、その対象犯罪が多数かつ広範囲にわたり、構成要件が不明確であり、罪刑法定主義（憲法31条）にも反する。そのため、恣意的で不公正な捜査・取締・処罰が横行する危険性が高い。さらに、共謀罪の立件には、会話の内容や自白などの証拠が必要となる。現在でも、公安警察が違法な尾行や盗撮を行い、言論弾圧事件を起こしているが、共謀罪が新設されれば、その取締を名目に、警察による市民生活の監視が拡大するおそれがある。いっそうの自白強要が横行することも疑いない。

このような共謀罪を新設する法案は、いかなる修正を加えようとも、処罰範囲や捜査範囲を明確にできないのであり、捜査機関の恣意的判断で市民団体や労働団体などが適用対象となるおそれは払拭できない。それは、警察の権限を拡大し、国民の自由と人権を抑圧するものに他ならない。
- 3 政府は、共謀罪の新設について、「国際的組織犯罪防止条約」批准に必要な国内法の整備であると説明していた。しかし、06年6月、国連の作成した立法ガイドによれば、条約は、国内法の基本原則に反してまで共謀罪を新設することを義務づけておらず、各国の法原則に従って組織犯罪を未然に防止するに必要な措置をとればよいことが明らかになった。しかも、1999年、日本政府は、国連の同条約起草の会議で、「共謀罪は日本の法原則になじまない」「日本では共謀罪を新設しなければならない事情はない」旨主張していた。過去の国会においても、政府は、「国内にこのような処罰規定を必要とする状況（立法事実）はない」と説明していたのである。共謀罪を新設する必要がないことは明らかである。

今や、共謀罪を新設する必要が全くないことを多くの国民が知るところとなっている。それにもかかわらず、今この時期に政府が、これらの事実を隠し虚偽の説明をしてまで法案を通そうとする意図は、「壊憲」や「構造改革」を押し進めるにあたって、これに批判的な言論表現を封じ込めることにあるといわざるを得ない。
- 4 自由法曹団は、国民の内心に踏み込み、市民・労働運動を抑圧する憲法違反の共謀罪を新設する法案に断固として反対するものである。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会